

貿易一般保険申込書
(技術提供契約等)

株式会社日本貿易保険 御中

申込年月日

貿易一般保険約款及びこれに関する規定並びに内諾(※)の内容を承認し、貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)手続細則の規定に基づき、次のとおり貿易一般保険を申し込みます。

申込人

住所

企業名

役職名

氏名

印

※内諾書発行日:
内諾番号:

※内諾の手続を要しなかった案件については内諾番号及び日付は記入不要です。

被保険者

☐ 申込人に同じ

住所

企業名

役職名

氏名

印

保険金受取人

☐ 申込人に同じ

住所

企業名

役職名

氏名

印

技術提供契約
又は
仲介貿易契約

契約の相手方

氏名

住所

代金等支払人

氏名

住所

保証人

氏名

住所

提供先国又は地域 (コード) 船積国(仲介) (コード) 買契約相手国(仲介) (コード) 支払保証

契約締結日 契約発効日 技術提供開始日

輸出契約番号 リファレンス番号 部門コード 代金等の決済方法・決済時期(別紙参照)

契約の種類 ☒ 役務・本邦貨物・仲介貨物のうち役務が最大 ☐ 仲介貨物>役務(2,500万円以上)>本邦貨物

通貨 契約金額元本 船積前対象額元本 (FOB価額) 対価確認後対象額 元本 金利 合計

特約等 ☒ 無 ☐ 追加特約書適用 ☐ 完成納期 ☐ LTSA ☐ エスカレ ☐ 支出費用特約 ☐ 船後非常100% ☐ EF格船後信用付保希望 ☐ その他(詳細はその他欄に記入)

プラント等増加費用特約 付保率(上限:10%) 対象工事 (開始予定日) (終了予定日)

保険料支払方法 一括払

他の保険契約 ☒ 無 ☐ 有

その他

連絡先 担当部署名 担当者名 電話番号 E-mail

重要事項説明書等確認欄 「重要事項説明書」及び商品パンフレットを受領し、又はホームページ(<https://www.nexi.go.jp>)からダウンロードして、その内容を確認・了解した。 ☐ はい

(裏面へ続く)

申込書作成日を入力

内諾案件の場合は発行日と内諾番号を入力
内諾番号は数字8桁(西暦下2桁と連番6桁)入力。ハイフン自動編集機能付き

被保険者および保険金受取人が申込人と同じ場合は「☐ 申込人に同じ」にチェック

氏名を正確に入力。その右に国コードとバイヤーコードを続けて入力(3桁+7桁)。
住所を正確に入力。その右は住所枝番(2桁)。住所枝00以外は必須入力。格付はブルダウリストから入力。
住所枝番の右には上段の国コードに基づき国名が表示される。

国コード3桁を入力すると国名が表示される(コード一覧参照)。支払保証はリスト選択。
船積国と買契約相手国は契約の種別が「仲介貨物>役務(2,500万円以上)>本邦貨物」のときのみ入力。

輸出契約番号、リファレンス番号および部門コードは各25桁、15桁、6桁が上限。

ひとつの輸出等契約で4通貨まで入力可能。合計はsum関数。

特約等はチェックボックスで指定。その他を選択した場合はその他欄に詳細を記入。
"無"とその他のチェックボックスは排他利用。エラー状態の場合は背景がグレイになります。

プラント等増加費用特約はここに入力の上、必ずその他欄に「プラント等増加費用特約附帯希望」と入力してください。

保険料支払い方法はリスト選択。分割払を選択した場合は右セルに2回目支払予定日を必ず入力

「有」を選択すると右に項目が表示されるので必須入

他の保険契約 ☐ 無 ☒ 有 保険契約の名称
・希望オプションで「その他」にチェックした場合は、必ず詳細を入力
・その他留意事項等があれば入力
・プラント等増加費用特約を附帯する場合は、てん補事由を下記より選択し入力。
「戦争、革命又はテロ行為その他の内乱(特約第1条 第1号)」
「自然災害(特約第1条 第2号)」
「戦争、革命又はテロ行為その他の内乱及び自然災害(特約第1条 第1号及び第2号)」

連絡先は全て入力する(必須)

必ず「☐ はい」をチェックする

プラント等増加費用特約の
申込時に記載いただく内容
の追加

贈賄防止に係る誓約及び申告

- 1 本件の貿易一般保険を申し込むに当たり、以下について誓約します。
- (1) 当社並びに当社の役員、従業員及び本件に係る当社の代理人(以下「当社等」という。)が、本件に関連し不正競争防止法(平成5年法律第47号)及び刑法(明治40年法律第45号)に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後もかかわらないこと。
- (2) 当社等が、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行及び世界銀行グループが公表している排除リスト(debarment lists)のいずれにも掲載されていないこと。
- (3) 本件に係る当社の代理人に対して支払う報酬は、合法的なサービスの対価に限定していること及び今後も限定すること。

以上について誓約します。 ☐ はい

必ず確認のうえチェックする

<以下は該当する項目がある場合のみチェック>

- 2 贈賄を禁止する法令(外国の法令を含みます。)に関して、以下のとおり申告します。
- (1) 当社等は、現在、贈賄を禁止する法令(外国の法令を含む。)に違反した罪により、いずれかの国において起訴されている、又は当社が知り得る限りにおいて当該国の検察当局による正式な捜査を受けている。 ☐ はい
- (2) 当社等は、過去5年間に、贈賄を禁止する法令(外国の法令を含む。)に違反した罪により、いずれかの国において有罪判決若しくはこれと同等の措置(司法取引による起訴猶予や行政処分を含むがこれに限らない。)を受け、又は仲裁裁定(公表されているものに限る。)において贈賄に関与したものと認定されたことがある。 ☐ はい
- 3 上記2の申告事項に該当したことにより株式会社日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)による厳格なデューデリジェンスを受けた場合であって、直近1年以内に、当該デューデリジェンスで指定された所定のスクリーニングフォームを日本貿易保険に提出していない、又は提出したがスクリーニングフォームで報告した贈賄防止に関する取組内容について縮小、取り止め、その他同様の変更をした。 ☐ はい

確認のうえ該当する場合はチェックする

※ 申告内容や申告内容に関し提供いただいた情報・資料は、捜査機関からの協力要請があった場合や捜査機関への通報が必要な場合等、必要に応じ捜査機関に情報開示することがあります。

※ 「厳格なデューデリジェンス」とは、当社等が上記2に該当する場合に、当社において、適切な内部の是正措置や予防措置がとられていること、その措置が維持されていること、文書によるルール化が行われていることなどを日本貿易保険が確認する手続をいいます。

※ 日本貿易保険における贈賄に関する取扱いは、ホームページの「OECDにおける社会問題への取組み」の「公的輸出信用と贈賄防止」にてご案内しています。(<https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html>)